

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、令和6年3月5日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等の発行事務を停止しますので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和6年3月5日から 令和7年3月31日まで (予定)	栗原市字大林小戸ノ口の全部 栗原市若柳字大林鷹ノ巣、 字大林七百刈田、字大林 五反田、字大林一本木、 字大林西千刈、字大林東 千刈、字大林谷地の各一 部 栗原市若柳有賀字新上向 谷地、字新中向谷地、字 新下向谷地の各一部 栗原市若柳字福岡新浦の 全部 栗原市若柳字福岡土手、 字福岡中江向、字福岡小	土地改良事業

谷町浦、字福岡新原、字
福岡谷地畑浦、字福岡四
ツ谷浦の各一部

栗原市若柳字川北新五反
町の全部

栗原市若柳字川北亀ノ子、
字川北新亀ノ子、字川北
新町裏、字川北新未那志、
字川北元町裏、字川北片
町裏、字川北荒町東、字
川北荒町の各一部

栗原市若柳武鎗字下中谷
地、字上午房の全部

栗原市若柳武鎗字上中谷
地、字新谷地、字下午房、
字西待北、字西待南、字
西上土手、字小中谷地、
字後谷地、字東上土手、
字北下土手、字南下土手、
字下土手ノ内の一部

栗原市石越町北郷字小谷
地の一部

登米市石越町北郷字小谷
地の一部

登米市若柳武鎗字北下土
手の全部

登米市若柳武鎗字南下土
手の全部